

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第三課

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ共和国（モルディブ）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画
The Project for Human Resource Development Scholarship
- (4) G/A 締結日：2024 年 8 月 15 日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

モルディブにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。行政機構上の制度構築及び個々の行政官の能力向上が課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）の実施を通じ、政策立案・遂行の中核を担うことになる行政官等の育成が期待されている。

モルディブは小島嶼国で、経済は観光業に大きく依存しており、外的要因の影響を受けやすいことから、他産業の育成による産業の多角化が求められている。かかる状況下、特に経済・産業政策分野については、同国の中長期的な開発の上で、近年特に体制を強化していくことが求められ、同分野での政策立案能力及び実施能力の向上が必要である。

また、モルディブ政府は「ガバナンスは全ての分野のバックボーン」であるとし、司法や公正な統治能力、地方ガバナンス強化等に取り組んでいる。小島嶼国として、近隣国との関係性の中で司法及び治安維持能力の強化の必要性があるほか、中央政府の全般的な政策立案能力や地方行政の機能強化の重要性も高まっており、これらを担う行政官の政策立案・計画策定能力や事業実施能力等の向上が求められている。

上記の課題解決に向けて、中央政府及び地方での行政に関わる政府職員の能力向上及び適切な制度構築が重要であり、その解決のための支援として本事業が位置付けられる。

- (2) 中核人材育成分野に関する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対モルディブ国別開発協力方針（2020 年 4 月）では、脆弱性への対応と持続可能な経済成長への支援を基本方針とし、「地域振興による強靱な経済・社会構造の構築」、「環境・気候変動対策・防災」、「ガバナンス能力の強化」を重点分野

として定めている。

また、本事業は優先開発課題分野での行政官等育成の観点から、「自由で開かれたインド太平洋構想（FOIP）のための新たなプラン」（2023年3月）における「平和の原則と繁栄のルール」、「多層的な連結性」に資するものである。

本事業は以下の開発課題及び二国間関係の強化に資する人材の育成を目的としている。

- ・ ガバナンス能力の強化：開発課題として、「経済・産業政策」「行政能力向上」が含まれる。

（3）他の援助機関の対応

モルディブにおいて類似事業を実施する主なドナーとして、米国、オーストラリア、マレーシア、韓国、中国、ハンガリーが挙げられる。

（4）本事業を実施する意義

モルディブは上記の通り、小島嶼国で産業は外的要因に左右されやすい観光業に依存しているなど、経済的脆弱性が高く、本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、同国における中核人材の育成、とりわけ行政能力の向上及び制度構築に資するものである。

また、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール4（教育）及びゴール8（経済成長と雇用）に貢献するものであり、本事業の実施を支援する必要性は高い。

さらに、多くの帰国留学生が各省庁の要職に就き、同国政府に親日層のクリティカル・マスが形成されていくことで、同国が日本の外交政策を理解し、JICA 事業等の円滑に実施する等、二国間関係を強化することに資するため、本事業を実施する意義は大きい。

3. 事業概要

（1）事業概要

①事業の目的

モルディブの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

②事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大6名（修士課程6名）の留学生が、本邦大学院において、モルディブにおける優先開発課題の分野での知識

の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 1 年次事業として実施するものである。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士）を取得する若手行政官等 6 名（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う。）。

（2）総事業費

161 百万円（概算協力額（日本側）：161 百万円）

（3）事業実施スケジュール（協力期間）

2024 年 7 月～2028 年 3 月を予定（計 45 カ月）。

（4）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、モルディブにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、モルディブ政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：外務省、高等教育・労働・技能開発省、公務員委員会、在モルディブ日本国大使館、JICA モルディブ支所

（5）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を本事業の留学生に奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。

2）他援助機関等の援助活動

他援助機関等の援助活動との重複・連携はなし。

（6）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判

断されるため。

(7) 横断的事項

特になし。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容／分類理由＞留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

成功指標	基準値 (2024年実績値)	目標値(2029年) (事業完了1年後)
留学する学生数(名)	0	6
留学生の学位取得率(%)	0	95

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。また、下記5.に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。
- ・ 本邦大学院における学位取得のための学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

人材育成奨学計画において、より二国間関係ひいては外交に資する事業として JDS の戦略性を更に高めていくために、対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が高く、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、中核人材育成の推進を通じて、開発課題である「経済・産業政策」、「行政能力向上」の分野における政府の政策立案能力、政策実施能力の向上に資するものであり、SDGs のゴール 4（教育）及びゴール 8（経済成長と雇用）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上